

氏名	磯田 沙織				
学位の種類	博士（政治学）				
学位記番号	博 乙 第 2839 号				
学位授与年月日	平成 29 年 6 月 30 日				
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当				
審査研究科	人文社会科学研究科				
学位論文題目	代表制の危機から市民参加の制度化へ — ペルーとベネズエラの政治変化にみる危機、アウトサイダー、市民参加 —				
主査	筑波大学	教授			遅野井 茂雄
副査	筑波大学	教授	博士（法学）		近藤 康史
副査	筑波大学	准教授	博士（法学）		南山 淳
副査	筑波大学	教授	Ph. D.		箕輪 真理

論文の要旨

グローバル化の進展に伴い、開発途上国のみならず先進国の代表民主主義の下においても、政治的代表的代表制をめぐる問題が顕在化している。とくにラテンアメリカ諸国は、1980年代以降の民主化の過程において、既成政治への不満の高まりが、いわゆる「街頭での民主主義」の噴出や「競争的権威主義体制」への移行を招いてきた。その中で、主権者と政治家の主人＝代理人関係の間に横たわる問題に対処するために、公共政策の決定過程への市民の直接的参加を制度化しようとする動きが地域全体において活発化している。

本論文は、政治的代表的代表制の危機が、既成政党政治への痛烈な批判を以て支持を集めるアウトサイダーの台頭を促し、その下で改革を経験したペルーとベネズエラを事例に取り上げ、アウトサイダーによる市民の直接参加の制度化の試みが、代表制の機能の補完・改善につながり得るのかについて、検討している。

論文は2部構成、全体で9章から組み立てられている。

序章

第1章 代表制の危機、アウトサイダーの台頭、市民参加の制度化

第I部：ペルー

第2章 代表制の危機

第3章 アウトサイダーによる政治

第4章 アウトサイダーが導入した市民参加 —制度化への試みとその限界—

第II部：ベネズエラ

第5章 代表制の危機

第6章 アウトサイダーによる政治

第7章 アウトサイダーが導入した市民参加 —制度化への試みとその限界—

終章 代表制の危機から市民参加の制度化へ —経路依存から見るペルーとベネズエラの事例から—

「序章」において、論文の背景と問題の所在、研究目的、方法論、論文構成等の概要が述べられる。既存政党システムの危機と崩壊を背景に政権に就いたアウトサイダー政権の下で、地方分権化や参加型民主主義への制度改革が進められたペルーとベネズエラを比較対象とし、事例研究を通じて市民の直接参加の制度化の効果を検証し、その限定的帰結を経路依存性から説明しようとする研究の概要を披歴している。

「第1章 代表制の危機、アウトサイダーの台頭、市民参加の制度化」において、先行研究を批判的に検討することによって、代表制の危機から、選挙を通じて台頭を果たすアウトサイダーを介し、市民参加の制度化に至る政治変化を捉える枠組みを提示する。政治参加の不平等性を固定化してきた伝統政治のクライアタリズムやコーポラティズムの弊害が、経済危機を背景に代表制の危機を生成し、政党システムの崩壊を経て、新たな代表制の構築が試みられるものの、その後の帰結はアウトサイダー自身が危機を深めるか、ないしポスト・アウトサイダーの下でも安定しない代表構造に帰着する可能性を仮説として提起している。

第I部（第2章から第4章）でペルーを、第II部（第5章から第7章）でベネズエラを取り上げ、事例分析を行っている。

第I部：ペルー「第2章 代表制の危機」において著者は、1980年の民主化以降、4大政党に基づく政党システムが生成したものの、不安定な政党システムと分断された市民社会の下で、経済危機と治安の悪化に対処できず、政党システムの崩壊に至る代表制の危機の進行過程を跡付けている。

「第3章 アウトサイダーによる政治」において、著者は、アウトサイダーのフジモリ政権が、経済改革や治安対策によって実績をあげたものの、「自主クーデター」を敢行するなど、その政治スタイルゆえに熟議による合意形成に至らなかった過程を跡付け、2000年以降のポスト・フジモリ期においても、分断された政治社会の下で、政党システムの不安定さや代表制の危機が継続する過程を明らかにしている。

「第4章 アウトサイダーが導入した市民参加」では、フジモリ政権がもたらした市民参加の制度化と、ポスト・フジモリ政権が地方分権化の促進に取り組んだ市民参加の実態が分析され、制度に盛り込まれた直接参加の理念が十分効果を挙げていないと、その実態に即した分析に基づき結論づけている。

第II部：ベネズエラ「第5章 代表制の危機」において、著者は、ベネズエラではペルーと対照的に、市民社会が、安定した政党システムと国家コーポラティズムに取り込まれたものの、経済発展と社会変動の下で、労組と企業家連合という上位団体に加盟しない市民層が政治参加から事実上排除される閉鎖的な参加構造が出来上がり、その結果、1989年の緊縮政策に対する暴動と地方分権化を経て二大政党が崩壊に至る過程が跡付けられている。

「第6章 アウトサイダーによる政治」では、二大政党制の打破を訴えたチャベス政権誕生後の政治過程が分析される。著者は、政権は排除された社会層を国家に取り込み新たな代表構造を構築したものの、二大政党など反チャベス派との間で激しい対立構造を創り出し、2013年チャベスが病死した後も、後継マドゥロ政権の下で対立関係が深まり、代表制の危機がさらに悪化する過程を跡付けている。

「第7章 アウトサイダーが導入した市民参加」において、チャベス政権が新憲法制定によって推進した市民参加の制度化を通じて貧困層を取り込み、新たな代表制の構築を試みた過程と参加の実態が分析され、地方分権化の骨抜きなど反チャベス派市民を市民参加制度から排除する帰結を生み出した点に注目し、チャベス政権下でも、参加の包括性に継続的な問題を残していると結論付けている。

「終章 代表制の危機から市民参加の制度化へ—経路依存性から見るペルーとベネズエラの事例から—」において、著者は、2カ国の事例から、国家と市民社会を繋ぐ役割を期待された政党システムが機能不全に陥って崩壊し、代表制が危機に至ったことを確認し、その後、代表制の危機に乗じる形で台頭したアウトサイダーが、新たに市民参加を制度化したものの、その政治改革や政治手法が、他の政治勢力との協議を通じた合意形成を伴わず、結果的に代表制の危機を深めた点を結論として押さえている。

審査の要旨

1 批評

本論文は、ラテンアメリカにおける、いわゆる「第3の民主化」後の代表民主制の危機を取り上げ、ペルーとベネズエラの事例に基づき、台頭したアウトサイダーによる市民参加の制度化の試みが、政治的代表制の機能を補完し得るかを検討しようとする意欲的な研究である。

これまで民主化後の代表制の危機については、民主化論の中で広く分析され、「委任型民主主義」への変質など、代表民主主義の質の問題として議論され、その克服に焦点が当てられてきた。現実政治においても、既成の政党システムへの不信が渦巻く中で、憲法改正（新憲法制定）による参加型民主主義への転換、国民投票制、参加型予算や審議会方式の導入など、公共政策の決定過程に市民の直接参加を促す制度的イノベーションによって代表制の問題に対処しようとする動きが見られてきた。本論文もそうしたラテンアメリカの比較政治学研究の系譜に立つとともに、現実政治に突き動かされた研究である。

とくに本研究は、代表制の危機が深まった結果としてアウトサイダーが政権を握り、「競争的権威主義体制」に移行したペルーとベネズエラを事例に、代表制の問題点を掘り下げ、市民の直接参加の制度化の試みがもたらした帰結を実証的に分析しており、独自性を有するものである。個人に支えられ不安定な政党システムに特徴づけられたペルーと、制度化された二大政党制の下で排他的な代表制を生成したベネズエラにおいて、既存の政党制度の危機を受けて台頭したアウトサイダーによって、市民の直接参加を制度化する過程へと一旦は合流しつつも、フジモリ、チャベス以降は、同じくアウトサイダーが政権を握り不安定な代表制のもとに置かれたペルーと、二大勢力の下で分断を深めるベネズエラへと分岐する両国の政治変化を、経路依存性から説明している点は一定の説得力を持っている。

本論文は、「第3の民主化」後にポピュリスト・アウトサイダーが行った市民参加を促進しようとする制度改革が、代表制の危機をむしろ悪化させるとする通説を全体として裏付ける結論を導いている。だが、市民参加の制度化が政治的代表制の機能を補完するか否かを判断するに当たって、著者は、制度化を阻む政治手法や運用面での恣意性、政治参加の包括性を損ない分断化を深める政治スタイル、伝統的クライアンテリズムの優位性等をあげているが、論点をより明確にするには、評価基準を操作可能なレベルに体系的に提示することが必要であったであろう。また、排除されてきた低所得層が、新たな参加制度の下で、公共政策の決定に関わり、政治的な意識や能力を高めるに至ったのか否か、その参加の実態についての描写も限定的である。

著者の問題設定に対応するには、政治的代表制の危機に対してアウトサイダーの台頭を招くことなく、既存の政党制度の中で、市民の直接参加のメカニズムを導入して代表制の問題に対処してきた同地域の他の諸国（ブラジル、チリ、ウルグアイなど）との比較を取り込むことによって、より問題点がクリアーとなったであろうが、それは次の段階の研究課題として期待することとしたい。

2 最終試験

平成29年4月28日、人文社会科学研究所科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究所論文審査等実施細則」第10条(1)に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（政治学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。